○内閣府令第十九号

公共施設等運営権登録令の規定に基づき、公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令

公共施設等運営権登録令施行規則（平成二十三年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（添付書面） **第十九条**　令第十三条の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一　申請人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） ［二～七　略］ ２　［略］ （枚数の記載） **第二十三条**　申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載しなければならない。 ［項を削る。］ ２‖　別表第二の二十二の項添付書面欄に掲げる信託目録に記録すべき事項を記載した書面が二枚以上であるときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載しなければならない。 （申請書への記名等） **第二十四条**　申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書に記名しなければならない。 ［２～４　略］ （代理人の権限を証する書面への添付書類等） **第二十六条**　委任による代理人によって登録を申請する場合において、代理人の権限を証する書面には、申請人又はその代表者の印鑑に関する証明書（これに準ずるものを含む。）を添付しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。 ［項を削る。］ ３‖２‖　［略］ ３‖２‖　第一項の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。 （承諾を証する書面への記名等） **第二十七条**　第十九条第一項第六号又は第七号の規定により申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する書面には、その作成者が記名しなければならない。 ２　前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合を除き、同項の規定により記名した者の印鑑に関する証明書（これに準ずるものを含む。）を添付しなければならない。	（添付書面） **第十九条**　令第十三条の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一　申請人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面 ［二～七　同上］ ２　［同上］ （契印等） **第二十三条**　申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。 ２‖　前項の契印は、申請人又はその代表者若しくは代理人が二人以上ある場合は、その一人がすれば足りる。ただし、登録権利者及び登録義務者が共同して登録の申請をするときは、登録権利者又はその代表者若しくはその代理人及び登録義務者又はその代表者若しくはその代理人の各一人がしなければならない。 ３‖　別表第二の二十二の項添付書面欄に掲げる信託目録に記録すべき事項を記載した書面が二枚以上であるときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載し、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。 （申請書への記名押印等） **第二十四条**　申請人又はその代表者若しくは代理人は、委任による代理人が申請書に署名した場合を除き、申請書に記名押印しなければならない。 ［２～４　同上］ （代理人の権限を証する書面への記名押印等） **第二十六条**　委任による代理人によって登録を申請する場合には、申請人又はその代表者は、当該代理人の権限を証する書面に記名押印しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。 ２‖　前項の場合において、代理人（復代理人を含む。）の権限を証する書面には、同項の規定により記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。 ３‖４‖　［同上］ ４‖３‖　第二項の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。 （承諾を証する書面への記名押印等） **第二十七条**　第十九条第一項第六号又は第七号の規定により申請書と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する書面には、その作成者が記名押印しなければならない。 ２　前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。